

令和3年3月2日

公益社団・財団法人 代表者殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

テレワーク等の推進について

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

テレワークについては、2月8日に公益法人の皆様に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワークの実施を呼びかけさせていただいたところです。

2月26日、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置の対象区域から除外されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更されました。

基本的対処方針においては、特定都道府県では、テレワーク等について、出勤者数の7割削減を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、「更に徹底」することが求められるとともに、緊急事態措置区域から除外された都道府県においても、「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進」することとされています。

加えて、今回の基本的対処方針の変更では、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」（令和3年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言。以下「分科会提言」という。）を参考として取り組むこととされています（三（三）六）①）。そして、この分科会提言において、「国は、国民に対して、「緊急事態宣言解除後地域における当面の間の生活の在り方」を周知して頂きたい」とされており、そこには「仕事は組織トップが決意を示し、リモートワークで」との記述が記載されているところです。

また、これまでの間の状況をみると、人と人との接触機会の削減は必ずしも十分ではなく、例えば、2月中旬の駅の人流データによれば、昨年の感染拡大以前と比較し、昨年春の約7割減少に対し、依然、首都圏で約4割の減少、関西圏で3割の減少にとどまっており一層の取組が求められています。

貴法人におかれましても、これらの趣旨を十分ご留意の上、実践されますようお願いいたします。

また、テレワークの実施状況等に関する国や地方公共団体等による調査等が行われた場合には、貴法人においても、当該調査等に極力協力していただくよう、あわせてお願い申し上げます。